

Web 単位認定試験システム 受験者撮影機能改修業務 仕様書

1 調達件名

Web 単位認定試験システム 受験者撮影機能改修業務（以下、「本業務」という。）

2 請負条件

2.1 納入期限

令和6年12月27日

2.2 納入場所

放送大学学園（以下「本学園」という。）が指定する場所

2.3 著作権の帰属

成果物に関する所有権及び著作権は、本学園に帰属する。ただし、ソフトウェア及びプログラム供給業者が著作権を有しているものについては、それぞれの供給業者に留保され、本学園は使用権を得ることとする。なお、使用権を得るにあたり必要な手続きは請負者が行い、それに係る費用は本調達に含むこと。

3 本業務の内容

3.1 本業務の概要

本学園が実施する Web 単位認定試験において、受験中の学生を Web カメラにより撮影し、本人確認を行うことを予定している。本業務では、Web 単位認定試験システム（以下、「本システム」という。）に導入済みであるプラグインおよびその他のシステムに対して、3.2 に定める機能追加等の改修を行う。

なお、本システムのプラットフォームである Moodle は本学園の Web 単位認定試験用にカスタマイズされているため、機能追加等の改修を行う際には、本業務に係る部分以外の機能に影響を与えない方式で実装すること。また、事前調査や実装方式の変更が必要である場合、それに係る費用も本調達に含むこと。

3.2 Web カメラによる撮影機能追加

次の要件を満たす機能を追加すること。

- ・本システム内に保存される画像の閲覧権限を、本システムを利用する学生、本システムの管理者を除く教職員（以下、「利用者」という。）が閲覧できない様に制限すること。
- ・科目毎に撮影を実施するか否かを本システムの管理者が一括で設定及び変更できること。
- ・科目及び利用者毎に撮影を実施するか否かを本システムの管理者が設定及び変更できること。
- ・利用者が単位認定試験受験中、本システムの管理者が設定した撮影の間隔に合わせ自動で撮影を行うこと。また、その撮影間隔を本システムの管理者が設定及び変更できること。
- ・撮影した画像を定期的なバッチ処理により、本学園が指定するネットワークス

トレージに保存できること。

- ・利用者が受験開始時及び受験中は、撮影間隔に関わらずカメラの映像を確認できること。

3.3 本システムについて

本システムはオープンソースソフトウェアである Moodle4.1 を用いて、クラウドサーバ上に構築されている。

利用者(学生)の端末はパソコン、タブレット、スマートフォンを想定し、Windows (11,10)、macOS (最新版から2バージョン前まで)、Android 10以降、iPadOS 16以降、iOS 14以降で動作する主要ブラウザ(Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari 等)の最新バージョンを動作対象とする。

3.4 本学園からの提供物

本業務にあたり、以下を提供する。

- ・本システムのソースコード(本システム向けにカスタマイズあり)
- ・撮影プラグインのソースコード
- ・ドキュメント(設計書、利用手順書等)
- ・サーバ環境(アカウント等)

3.5 システム運用・保守

本業務によって追加された機能に関するシステム運用、保守は、本システムの運用保守業務が含まれる「令和6年度 LMS 運用・保守業務 一式」(以下、令和6年度 LMS 運用保守)の一部として行う。本業務の請負者は本学園及び令和6年度 LMS 運用保守の請負者の要望に応じて、本業務に関わる本システムの運用・保守に必要な資料を提供すること。

4 納品

以下の成果物を、Microsoft の Word や Excel 等のアプリケーションで閲覧、編集可能な電子媒体で各1部ずつ、PDF形式等の編集不可の電子媒体で各1部ずつ納品すること。なお、成果物は納品後、本学園の検査を受けることとする。検査の結果、本学園が契約に不適合であると判断した場合には、請負者が修正や追加納品等の対応を行うこと。

- ・本業務で行った改修に関連するソースコード
- ・本業務で行った改修に関する機能の基本設計書、詳細設計書
- ・本業務で行った改修に関する機能のテスト計画書とテスト結果報告書等
- ・その他、本学園が必要と判断したドキュメント等

5 要求要件

5.1 請負者の実績に関する事項

Moodle4.1 またはそれ以降のバージョンの Moodle を使ったシステムの構築、運用業務またはプラグインの開発、改修等を実施した実績を有すること。

5.2 個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項

請負者は現在有効なプライバシーマーク使用許諾を受けていることまたはプライバシーマーク規定に準じた社内規定を有すること。社内規定の場合、その規定を

本学園に提出すること。

請負者は現在有効な情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していることまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証規定に準じた社内規定を有すること。社内規定の場合、その規定を本学園に提出すること。

本業務に当たっては、利用者の画像が学園外に流出することがないように、また、権限を持たない者がWebカメラ撮影機能に新しいデータを追加したり、本システムによって保存されたデータを参照、改ざん、削除したりできないように、情報セキュリティ対策を行うこと。

5.3 秘密保持に関する事項

5.3.1 秘密情報

- (1) 本契約において、秘密情報とは、本契約締結日以降、本学園が請負者に開示する情報のうち、本学園が秘密情報であると指定したものを指す。
- (2) 前項に関わらず、秘密情報が、請負者により以下に該当する情報である旨を証明する通知がなされ、本学園が当該通知の内容が適正であるものと判断した場合には、当該秘密情報は秘密保持義務を負わないものとする。

- ・既に公知、公用の情報
- ・開示後、請負者の責めによらず公知、公用となった情報
- ・開示を受けたときに既に請負者が知得していた情報
- ・開示を受けた後、正当な権限を有する第三者により守秘義務を負うことなしに請負者が入手した情報
- ・請負者が開示された情報と無関係に開発、創作した情報
- ・法令により開示することが義務付けられた情報

5.3.2 秘密保持

- (1) 請負者は、本調達業務に着手する以前に秘密情報管理者を選任し、本学園に書面にて通知すること。また、秘密情報管理者が変更された場合、速やかに変更事項を書面にて通知すること。
- (2) 請負者は、本調達業務に着手する以前に秘密情報にアクセスする作業者の名簿を作成し、本学園に提出すること。また、作業者の変更が生じた場合、速やかに変更事項を書面にて提出すること。
- (3) 請負者は、本学園から開示された秘密情報を秘密として保持すること。いかなる場合も、秘密情報にアクセスする作業者の名簿に記載されていない第三者に秘密情報を開示、漏洩、公表してはならない。
- (4) 請負者は、秘密情報を秘密にしておくために合理的な安全保証の予防措置を取らなければならない。
- (5) 全ての秘密情報は本学園の所有物であり、かつ本学園の所有物のまま残ることを確認する。請負者は秘密情報についていかなる権利も有さない。
- (6) 秘密情報の目的外利用は禁止する。
- (7) 秘密情報の引き渡し及び受領については、日時・種類・受取人等記録をつけること。
- (8) 秘密情報の複写については、原則禁止とする。ただし、事前に本学園の許可を得た場合については、この限りではない。
- (9) 秘密情報の保管については、施錠管理等適切な対策を施すこと。
- (10) 秘密情報を電子データとして送受信する場合は、漏洩等の事故が発生しないように、適切な措置を講じること。

- (11) 秘密情報の紛失等の事故が発生した場合に、請負者は速やかに本学園担当者に報告するとともに、最善の策を講じなければならない。
- (12) 請負者は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を遵守するとともに個人情報保護法等の関連法令を遵守し、秘密情報を取り扱う業務を適正に履行すること。
- (13) 請負者は、本業務の実施にあたり本学園のセキュリティポリシーを厳守すること。セキュリティポリシーについては契約後に本学園担当者より提供する。

5.3.3 秘密情報の返却

- (1) 請負者は、契約期間満了後、速やかに秘密情報の現物、複写、要約及び各業務につき直接発生した二次的資料を本学園に返却または破棄し、一切のこれらの資料を保管しないものとする。本学園から提出された秘密情報等の資料については、シュレッダー等で判読できないようにしてから廃棄すること。契約期間中であっても、本学園からの要求があったときは、同様に返却または破棄すること。
- (2) 請負者は、秘密情報を本調達範囲の業務のために使用するものとし、その他の目的及び用途で使用してはならない。
- (3) (1)の規定に関わらず、本学園の指示または承諾がある場合、認められた範囲と期間に限り、請負者は資料を保管できるものとする。

6 その他

6.1 契約不適合

契約不適合期間は検収から 1 年間とする。この期間中に発生したバグの修正等、不具合が生じた場合は請負者の責任において無償で対応を行うこと。

6.2 再委託

本業務の請負者は、第三者に対して、一括して業務の全部を請け負わせたり再委託をしたりしてはならない。本業務の請負者が第三者に対して本業務の一部を請け負わせたり再委託したりする場合、あらかじめ所定の事項について本学園へ申請を行った上で承諾を得なければならない。

6.3 疑義

本仕様書に記載されていない事項または仕様について疑義が生じた場合は、本学園、請負者双方が協議して決定するものとする。